

(電子メール施行／ファクシミリ施行)

令和3年10月20日

一般社団法人 宮城県経営者協会 会長 殿

宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部
宮城県危機管理対策本部
本部長 宮城県知事 村井 嘉浩

「リバウンド防止徹底期間」における要請内容の再周知について（依頼）

このことについて、令和3年10月31日までの「リバウンド防止徹底期間」における基本的感染防止対策等の実効性を高めるため、下記の要請内容について、貴団体所属の各事業者に対して再周知くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 飲食店等に対する要請内容 ※特措法第24条第9項に基づく要請
 - (1) 利用者へのマスク会食実施の周知，正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場含む）
 - (2) アクリル板の設置等
 - (3) 従業員への検査勧奨，入場者の整理等，発熱等有症状者の入場禁止，手指の消毒設備の設置，事業所の消毒，施設の換気等
 - (4) カラオケ設備の利用自粛（飲食を主業とする店舗でカラオケ設備がある店）
 - (5) CO₂センサーの設置
 - (6) 業種別ガイドラインの遵守を徹底

- 2 その他の施設に対する要請内容
 - (1) 業種別ガイドラインの遵守
 - (2) カラオケ設備使用自粛（カラオケボックスを除く）

3 全ての事業者に対する要請内容

- (1) 職場でのクラスター発生を踏まえ、休憩時間や社員寮等の集団生活の場も含めた感染防止対策を徹底すること
- (2) 従業員等に飲食を伴う懇親会等を控えるよう求めること
- (3) 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により出勤者数の7割削減を目指すとともに、接触機会の低減に向け、出勤を要する職場でもローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取組みを協力を推進すること

4 新型コロナウイルスワクチン接種の促進

新型コロナウイルスワクチンについては、新型コロナウイルス感染症の重症化予防に対する大きな効果があるとされていることから、医療崩壊を防ぎ、通常医療を維持するためにも、希望する方は早めに接種するよう周知すること

○詳細は、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/>

【この通知に関する団体からのお問合せ】

経済商工観光部雇用対策課労政調整班

TEL : 022-211-2771